入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年5月20日
支出負担行為担当官
広島法務局長　大河原清人
支出負担行為担当官
山口地方法務局長　多田　　衛
支出負担行為担当官
岡山地方法務局長　松尾　泰三
支出負担行為担当官代理
鳥取地方法務局次長　塩屋　朝治
支出負担行為担当官
松江地方法務局長　松下　直祐
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　31、32、33、34、35

○第１号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　物品供給契約（リコー製トナーカートリッジ等　一式）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期間　平成25年７月10日から平成26年３月31日まで
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B又はC等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒730―8536 広島市中区上八丁堀６―30
広島法務局会計課用度係　信正　仁敬　電話082―228―5205
⑵　入札説明書の交付期限　平成25年６月３日まで（土曜日、日曜日を除く。受付時間は、８時30分から17時15分まで）とする。
⑶　入札説明書等の交付場所
広島法務局会計課　電話082―228―5205
山口地方法務局会計課　電話083―922―2295
岡山地方法務局会計課　電話086―224―6128
鳥取地方法務局会計課　電話0857―22―2167
松江地方法務局会計課　電話0852―32―4211
⑷　入札書の受領期限　平成25年７月９日17時15分
⑸　開札の日時及び場所　平成25年７月10日10時00分　広島合同庁舎３号館　広島法務局３階専用会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kiyoto Ogawara Director-General of Hiroshima Legal Affairs Bureau, Mamoru Tada Director-General of Yamaguchi District Legal Affairs Bureau, Taizou Matsuo Director-General of Okayama District Legal Affairs Bureau, Tomoharu Shioya Vicedirector-General of Tottori District Legal Affairs Bureau, Naosuke Matsushita Director-General of Matsue District Legal Affairs Bureau.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Goods purchasing contracts (Ricoh toner cartridge etc 1 set.)
⑷　Contract term: From 10 July 2013 through 31 March 2014.
⑸　Delivery place : The passage of specification.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the saidclause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A, B or C “selling” in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Chuugoku area related to the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years of 2013, 2014, 2015. ④Meet the requirements qualification which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
⑺　Time-limit for tender: 17 : 15　9 July 2013
⑻　Contact point for the notice: Yoshitaka Nobumasa, Procurement Section, Finance Division, Hiroshima Legal Affairs Bureau, 6―30 Kamihacchoubori Naka-ku Hiroshima-shi 730―8536 Japan. TEL 082―228―5205

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年５月20日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　小部　春美
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　76
⑵　購入等件名及び数量
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（ＯＣＲ用）　のべ4,319,500セット
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成25年９月20日（最終）
⑸　納入場所　当庁の指定する場所。
⑹　入札方法　入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「物品の製造」であって、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者であって、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「物品の製造」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。